

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年2月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第49号

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則

第1条中「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「会派政務調査費」を「会派政務活動費」に改める。

第1号様式1注以外の部分中「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に、「より政務調査費」を「より政務活動費」に改め、同様式1注2中「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に改め、同様式2注以外の部分中「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に、「より政務調査費」を「より政務活動費」に改め、同様式2注2中「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

第2号様式1注以外の部分、同様式2及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「京都市政務調査費の交付に関する条例」を「京都市政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（行財政局総務部総務課）